

財形持家転貸融資を返済中の方で、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害（自然災害）に被災された方については、被災の程度に応じて次の返済方法の変更を実施します。

返済方法変更の対象になる方

次のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方

- (1) 勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
- (2) 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- (3) 債務者又は家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した方



返済方法変更の内容

り災割合（被害の程度）によって、次のとおり返済方法の変更（特例措置）を実施します。

り災割合（被災の程度）	特例措置の内容
り災割合が30%未満の場合	払込みの据置又は返済期間の延長 1年 据置期間中の利率の引下げ 0.5%
り災割合が30%以上60%未満の場合	払込みの据置又は返済期間の延長 2年 据置期間中の利率の引下げ 1.0%
り災割合が60%以上の場合	払込みの据置又は返済期間の延長 3年 据置期間中の利率の引下げ 1.5%

具体的な返済パターン

- ★パターン1★
期間の延長+元金・利息の据置+据置期間中の利下げ
- ★パターン2★
期間の延長+元金のみ据置+据置期間中の利下げ
- ★パターン3★
期間の延長のみ（据置期間なし）

※り災割合とは、災害発生の日前1年以内の収入額から災害発生日以後1年間の収入予定額を差し引いた金額に、融資住宅等の復旧に要する自己資金と災害による負傷又は疾病の治療費を加えた金額が、災害発生の日前1年以内の収入に占める割合をいいます。

※据置期間中の利率を引下げた結果、0%を下回る場合は、0%になります。

※この特例措置は、平成29年4月26日以降に発生した災害より適用されます。

ご相談窓口



現在ご返済中の財形業務取扱金融機関までお問い合わせください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構のご相談窓口
 勤労者財産形成事業本部 回収・会計課 債権管理係
 <電話>03-6731-2945 <FAX>03-3980-3365